

平成24年5月2日
自動車局

貸切バス事業者に対する重点監査の実施 について

自動車運送事業にあって、輸送の安全が最優先であることは、機会あるごとに周知徹底してきたところですが、平成24年4月29日、群馬県内の関越自動車道において、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

これを受け、国土交通省においては、この種の高速ツアーバスの安全性の確認と運行実態の把握を早急に行い、再発防止に万全を期すため、下記により重点監査を実施することとしました。

記

1. 実施期間

平成24年5月及び6月

2. 対象事業者

一般貸切旅客自動車運送事業者のうち、高速ツアーバスを運行する者

3. 重点項目

- ① 拘束時間、連続運転時間、休憩の取得状況等及びこれらに関する運転者に対する指導・監督の状況等過労運転の防止に関する措置
- ② 損害賠償保険の締結状況
- ③ 旅行業者からの運送依頼の状況

【問合せ先】

自動車局安全政策課 谷川、御代田

TEL：03-5253-8111（代表）内線 41602, 41632

TEL：03-5253-8566（直通）